

旭川市包括的支援体制整備検討会の概要

1 開催目的について

日常生活上の支援が必要な高齢者、障がい者、子育て世帯、生活困窮者等（以下「高齢者等」という。）が、住み慣れた地域で、地域の人々と交流し、不安や孤独を感じることなく、安心して在宅生活を続けるための生活支援・介護予防サービス（以下「生活支援等サービス」という。）に係る体制の整備その他これを促進する事業について検討する。

2 背景及び所掌事務について

本市では、高齢者の生活支援等サービスに係る体制整備を推進することを目的として、平成 30 年度より行ってきた「生活支援体制整備事業」を拡充する形で、支援属性を問わず、制度の狭間や、複雑化・複合化した福祉的な課題を抱えているケースを対象として、個別支援及び地域づくり支援を行う「地域まると支援員等による包括的支援体制整備事業」について、旭川市社会福祉協議会への業務委託により実施している。

本事業における地域づくり支援については、日常生活圏域を担当する第 2 層の生活支援コーディネーター（＝地域まると支援員）が、地域の多様な主体と協力し、様々な支え合いの仕組みづくりの構築に向け取組を行っているところである。

本検討会は、市が第 1 層の生活支援コーディネーターとして開催する会議であり、第 2 層の生活支援コーディネーターの活動に係る情報共有及び今後の活動の参考とするための意見交換等を行うことにより、市全域での生活支援等サービスの促進を図るものである。

本検討会における所掌事務については次のとおり。

- (1) 生活支援コーディネーターの組織的な補完
- (2) 地域ニーズ及び既存の地域資源の把握並びに情報の見える化の推進
- (3) 生活支援等サービスに係る企画、立案及び方針の策定
- (4) 地域づくりにおける情報交換、意識の統一及び働き掛け
- (5) その他事業に関して必要な事項

3 令和 6 年度 旭川市包括的支援体制整備検討会について

- | | |
|-----------|--------------------------------------|
| (1) 参加期間 | 参加者として決定した日から令和 7 年 3 月 31 日まで |
| (2) 会議の開催 | 2 回の開催を予定（令和 6 年 10 月、令和 7 年 3 月を予定） |
| (3) 謝礼 | 1 回につき 2,000 円 |